

平成22年度（2010年度） 使用料・手数料の設定について

1 総括表

区 分		使 用 料	手 数 料
設 定	施設の新設 によるもの	西風館葬儀場使用料 2,773万8千円	
	法令の改正 によるもの		汚染土壌処理業許可等申請手数料 - 千円
		1 件 2,773万8千円	1 件 - 千円

※ 表中の金額は、使用料・手数料設定に伴う増収見込額(通年ベース)である。

2 施設の新設によるもの

◆西風館葬儀場使用料

(1) 内容

区 分		金 額	
		市 民	そ の 他
大式場及び遺族控室	午前9時から午後3時まで	33,000円	53,000円
	午後3時から午後9時まで※	41,000円	67,000円
中式場及び遺族控室	午前9時から午後3時まで	27,000円	43,000円
	午後3時から午後9時まで※	35,000円	57,000円
多 目 的 室		1時間につき 2,000円	1時間につき 3,200円

※ 遺族控室にあつては、午後3時から翌日の午前9時まで

(2) 使用料の額の考え方

原価回収額等を考慮し設定する。

(3) 実施時期 23年3月22日

(4) 増収見込額 2,773万8千円
(通年ベース)

3 法令の改正によるもの

◆汚染土壌処理業許可等申請手数料

(1) 内容

区 分	金 額
汚染土壌処理業許可更新申請手数料	1件につき 220,000円
汚染土壌処理業変更許可申請手数料	1件につき 220,000円

(2) 手数料の額の考え方

実費を考慮し設定する。

(3) 実施時期 22年4月1日

(4) 増収見込額 ー 千円
(通年ベース)